【評価結果報告書】

横須賀市児童相談所一時保護所

実施機関:ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

| 対象事業所名 | 横須賀市児童相談所 一時保護所 |
|-----------|--|
| 経営主体(法人等) | 横須賀市 |
| 対象サービス | 児童相談所 一時保護所 |
| 設立年月日 | 平成20年4月1日 |
| 評価実施期間 | 令和4年5月26日 ~ 令和5年1月10日 |
| 評価項目 | ー時保護ガイドラインや関連法制度などをもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティングが策定した第三者評価基準(案)の評価項目 |

総合評価(事業所の特長や努力、工夫していること、今後期待される点等)

【施設の立地・特徴】

横須賀市は、平成18年4月全国初となる中核市児童相談所を開設し、子どもに関する総合的・一体的な取り組みを進めていくための拠点として平成20年4月にオープンした「はぐくみかん」への児童相談所の移転に伴い、同時期に一時保護所を開設しました。定員は25名で、設立以来、子どもが馴染みやすいよう「いちほ」を通称とし、幼児棟のほか入所する学童以上の子どもに対応できる定員に見合った個室を男女別フロアーに用意し、子どもや職員を氏名でなく愛称で呼ぶ、私服の着用ができるなど、子どもの人権に配慮した支援に取り組んできました。

一時保護所として、緊急保護、行動観察、短期入所指導等を役割とし、安全・安心な環境のもと多職種が連携し、基本理念に①安全で安心できる一時保護所 ②いつも明るくあたたかい一時保護所 ③個人が尊重される一時保護所 を掲げ、子どもの最善の利益の実現に向けた支援を行っています。

【特長や今後期待される点】

1. 子どもが主体的に活動できるよう自分で選んで取り組める各種道具を用意し支援しています

子どもが好きなことや得意なことに主体的に取り組めるよう、学習や運動、制作、調理等の機会を提供しています。自由時間に子どもたちがラウンジに集い、コミックや本を自由に選んで読んだり、自由帳にマジックや色鉛筆で絵を描いたりしています。子どもを対象にしたアンケートには、職員から教えてもらい「ギターが弾けるようになった、ピアノで弾ける曲が増えた」などのコメントが上がっています。ミサンガ作り、編み物、プラバン・アイロンビーズを楽しめるように、道具を揃えています。

ラウンジに面した中庭にはすぐに出ることができ、縄跳びやシャボン玉遊び、バドミントン等に利用しています。また、十分に身体を動かせるように、同一建物内にある体育館での運動を日課に取り入れています。

幼児の共有部分には遊びのコーナーを設置し、玩具を自由に手に取れる場所に置いて、ままごと遊び や電車ごっこなどを子どもが選んで遊べるようにしています。

2. 子どもが要望や苦情を表明できる機会を設け、意見等の積極的な把握に努めています

子どもが自由に意見を表明できる状況や環境を保障しています。入所時に子どもの担当職員を決めて 日常支援の中で関わりを多く持ち子どもに寄り添い、子どもが話しやすい関係性を構築しています。一 時保護所のしおりに「いちほ(一時保護所)の生活での悩みや心配ごと、意見があるときは職員や担当 の職員(一時保護所職員・児童福祉司・児童心理司)に何でも相談してください」と明記し、口頭でも説明しています。直接話しにくいときは意見箱に投稿できることも伝えています。

週2回開催する児童集会は子ども主導で実施し、子どもから出た意見や要望を職員班会議で検討し、 改善につなげています。検討結果は次回の児童集会で伝えています。

今回の評価機関の子どものアンケートでも自由意見が多く寄せられ、日頃から意見表明を尊重した対応がなされていることが窺えました。さらに、外部相談機関として、第三者委員の設置を検討することが望まれます。

3. 看護師を中心として職員や保健所医師、児童福祉司が連携し、子どもの健康への配慮に力を入れています

一時保護所の看護師は、子どもの健康診断に月に1度来訪する保健所医師と連携し、子どもの健康管理を行っています。日常の子どもの健康管理には看護師が関わり、健康管理、医療受診、投薬管理、感染症予防等の業務を担っています。児童福祉司との連携のもと家族の意向を把握し、治療が必要な病気やケガは近隣の医療機関を受診し、保護期間中であっても歯の治療や予防接種を受けられるよう積極的に支援しています。コロナ禍でもあり、コロナ対策・コロナが発症したときの対応策等を看護師がマニュアル化し、職員は子どもと一緒にうがい・手洗い等を行っています。

4. 多様化する子どものニーズに合った研修の継続的な実施が求められます

業務の標準的な考え方、支援手順を記した「一時保護所マニュアル」を整備し、学童・幼児別日課表には、子どもの動きとそれに応じた職員の動きを明記しています。一方「職員の児童に対する関わり方」を明記していますが、被措置児童等虐待についての明確な記載はありません。

一時保護所マニュアルは職員の新任当初に配付・説明し、マニュアルを基にしたOJTを行っています。しかし、子どもの日常の支援に追われたり、緊急入所への対応などによる職員の業務多忙で、職員研修が十分できていない現状があります。スーパーバイズ体制もありません。

一時保護所ガイドラインや被措置児童等虐待対応ガイドライン、多様化する子どものニーズに合った 支援を行うための研修等について検討し、会計年度任用職員も含め勤務体制や時間の調整等により確実 な研修やスーパーバイズ体制の整備が求められます。また、職員が権利侵害にあたる事態を起こした事 例などを収集した対応の明記等に加え、全職員に注意喚起していくことが望まれます。

5. 子どもの学習機会を確保するために、児童福祉司や在籍校との更なる連携や通学を支援する社会資源の活用が期待されます

保護期間中であっても子どもの基礎学力の定着や学力向上を目指し、専任の学習講師2名を中心として子どもの個別学習指導を行っています。学習時間をより多くとりたい希望がある子どもには、進学支援として居室で勉強する時間を取ることを個別対応プログラムに設定し、対応に努めています。しかし、指導できる教科にも限りがあり、十分な学習機会を提供するまでには至っていません。

子どもの在籍校とは担当児童福祉司が連携を図り、連絡・調整を行っていますが、在籍校で定期試験を受けたり、学校行事への参加等を含め、通学できるケースはごく限られています。学習権の確保のためにも、専門教科の指導の拡充や、社会資源を活用するなどにより安全を確保しながら通学できるよう、在籍校や関係機関に適切に働きかけることが期待されます。

評価領域ごとの特記事項

Ⅱ 子ども本位の養育・ 支援

- 「一時保護所のしおり ~いちほの生活について~」を作成し、入所時に、子 どもに権利と責任について説明しています。
- ・いつでも子どもが意見を表明できることを、しおりを用いて、子どもの年齢や 発達、国籍等に応じ、わかりやすい言葉を使ったり話すスピードを変えたりし て、説明しています。しおりは各部屋に常置し、いつでも内容を確認できるよ

うにしています。幼児には、大人から大事にされていると感じとれるよう、養育・支援を行っています。

- ・しおりに、「ここで働いている大人たちは、みんなの幸せを願っている」こと を明記し、入所時に伝えるほか「皆大切だよ、平等にしたい」ことを全体が集 まる児童集会等の機会に伝えています。
- ・子どもが相談したり意見・要望の申し出先として、一時保護所職員、児童福祉 司、児童心理司、意見箱、児童集会を活用できることを説明しています。第三 者委員の設置はありません。
- ・児童集会は、子どもが意見を述べる機会として毎週金・土曜日に開催し、司会・進行も子どもに任せ、職員が必要に応じて援助しています。
- 子どもへの現状や見通しの説明は児童福祉司が行い、職員は子どもの様子を観察し、子どもの不安や状況変化を児童福祉司に伝えています。
- ・学齢児童以上の子どもは定員内であれば個室で過ごし、プライバシーを守れる 環境にあります。定員以上の入所の場合は、相部屋となっている状況があります。
- ・毎月誕生会を実施し、その月の誕生日の子どもを、子ども・職員でケーキを食べながら祝っています。一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを感じてほしいとの思いを、誕生日の子どもに個別に伝えています。
- ・子どもが好きなことや得意なことができるよう、学習や運動、制作、調理等の機会を提供しています。ギターやキーボードも演奏したり学ぶことができ、できることが増えたとの声も上がっています。
- ・個別処遇が必要な子どもについては一時保護所で検討の上、職員・課長・児童福祉司・児童心理司とカンファレンスを開催し、子どもの意思の尊重に努め、対応を決める仕組があります。子どもに行動制限がある場合、その必要性について事前に説明し、別日課を用意しています。
- ・特に配慮を要する子どもが入所したときは、居室のほかトイレ・浴室を備えた 親子訓練室を利用することができます。子どもの希望を尊重し、他の子どもと の交流をしないことも可能となっています。
- ・一時保護所マニュアルに、子どもとの関わり方の基本を明記しています。信頼 感を構築し温かく広い心で接する、家庭的雰囲気のもとで子どもが安心して自 分を出せる雰囲気づくりをする、個人を尊重するなどを掲げています。
- ・職員は、子どもが安心・安全で過ごせるように、子どもの話に耳を傾け、気持

ちに寄り添った対応に努め、適切な距離間を保てるよう心がけています。

- しおりに子ども同士の暴力・いじめを絶対にしないことを明記していますが、 被措置児童等虐待についても明示し、子どもや全職員に周知することが求められます。
- ・職員は子どもの日常支援や緊急入所等への対応に追われ、研修が十分できていない現状があります。子どものニーズに合った多様化する支援に必要な研修等について検討し、時間調整などにより確実に研修できる体制づくりが期待されます。
- 子どもの受け入れの決定や他施設等への一時保護委託等については、児童相談 所が検討しています。市内に社会資源が乏しく、受け入れ先が限定されています。
- ・保護解除の説明は児童福祉司が行い、説明後の生活場面での子どもの変化は、 経過記録に記録し、児童福祉司と共有しています。個別に時間を取り、子ども の気持を丁寧に聞き取るよう努めています。

I 一時保護の環境及び 体制整備

- ・子どもの居室は幼児を除いて原則個室となっています。定員を超えた場合は、 居室の大きめの部屋を2人使用にするほか、居室以外に受け入れ可能な部屋 (静養室、親子訓練室、面談室等)を使うことがあります。
- 子どもが相部屋になる場合は、子どもにストレスがかからないよう配慮し、衣 類や他の私物などは箪笥の棚を分けていますが、さらに、プライバシーが守れ る空間となるよう工夫が期待されます。
- ・居室には机、椅子、エアコン、時計、寝具一式があり、共有部分のラウンジにはテレビ、DVD、玩具、本、絵本等が置いてあります。
- 子どもたちの希望をできるだけ取り入れ、安全、自由に過ごせるよう配慮しています。共有スペースは、ラウンジ、ウッドデッキ、中庭、学習室等があり、開放的な空間となっています。子どもたちは、自由時間にラウンジでテレビを見たり、ゲームなどをしています。また、体育館を使って運動をすることもできます。
- 生活の中での制限は極力しないよう日課を組み立てています。一時保護所のルールを基準としていますが、子どもの個々の特徴や課題を大事にし、日課、生活環境等に配慮した個別支援に取り組んでいます。
- 私服については、子どもに説明し納得を得たうえで、華美な物、紐のついた物、露出度の高い物以外は可としています。集団生活であることを配慮し、地毛が茶色の場合を除き、子どもの同意を得て黒色に変えています。
- 外部からの視線を受ける居室や共有スペースには遮光カーテンを付け、子ども には開閉しないように伝えています。学童の遊び場である中庭は外部から見え

ない位置にあります。

- ・子どもが自分で居室の掃除機がけができるよう支援しています。子どもが使用 する共有部分の掃除は、学童以上の子どもが児童集会で分担場所を決めて行っ ています。学童の清掃が終わった後は、職員がチェックをしています。清掃は 清掃業者が平日は毎日、廊下等の共有部分の契約した場所を清掃しています。
- 管理者(班長・係長)の役割と責任は職務分掌に定め、年度初めの班会議で職員に周知しています。職務分掌はデータ化しており、PCでいつでも確認できます。
- 一時保護所マニュアルに、入所時対応、退所時対応、病児対応を明示しています。一時保護所の担当職員は、児童相談所と観察会議を通じて、子どもに関する情報を共有しています。
- ・感染症の有無については、児童福祉司に確認しています。必要な場合は、看護師がケアを行い、病院を受診します。感染の可能性がある場合は、静養室に隔離しますが、静養室がふさがっている場合は相談室を使用する場合もあります。
- ・子どもの施設見学、里親との交流、外泊等は、児童福祉司、里親担当と施設・ 里親に関する情報共有を行い、スムーズに進められるよう配慮しています。

Ⅲ 一時保護所の運営

- ・行事はコロナ禍で開催が難しいものもありますが、対策をしながら所内行事を 行っています。毎月誕生会を実施し、10月にはハロウィン行事を、12月には クリスマス会を行いました。
- ・行事について児童集会で子どもの意見を聞き、計画に反映するようにしています。
- ・入浴は、すべての子どもに、小学生以下は午後の夕食前に 中学生以上の子どもは19時から、一人20分を目安に行っています。幼児には同性職員が見守りと洗身・洗髪の援助を行っています。学童以上の子どもも必要に応じて見守りや入浴支援を行っています。
- ・自由時間の活動場所として、移動できる一人座りの椅子を設置したラウンジがあります。ボードゲーム・パズル・トランプ・将棋・おままごとセット等、多種類の玩具やコミック、本を配置しています。ギターや電子ピアノも置いています。
- ・土日・祝祭日は、子どもの希望により図書館・公園などに行くことができます。外出する際は、職員は子どもの人数に応じて配置するようにし、子どもの行動に十分注意しています。幼児はできるだけ毎日散歩に出かけるようにしています。
- 食事は、管理栄養士が栄養バランスを考え、1週間ごとの献立を作成しています。子どもの希望でお代わりもできます。
- 「一時保護所における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、入所前・入

所時の対応を定めています。入所直後で食物アレルギーの有無が未確認のときは、白米むすびやアレルギー食対応のカレーを提供しています。

- 管理栄養士は、行事食などに配慮し、ハロウィンにはオバケカレー、正月の雑煮やおせち料理、クリスマス特別メニューなど、彩よく、また、季節が感じられる楽しめる献立を提供しています。
- ・室内での衣服の選択は、子どもに任せています。私服を含み3着を着回しできるよう貸し出しています。貸し出す際には、保管庫から大きさや好みに配慮して数枚を提示し、子どもが選べるようにしています。担当職員が担当の子どもの衣服を責任持って管理・指導しています。
- 衣類の洗濯は職員が毎日行っています。敷布団、掛布団、毛布、タオルケット、枕は、業者による乾燥を月1回実施しています。シーツは2週に1回、洗濯しています。
- 入所時に、子どもの健康状況を観察し、必要な場合は健康診断を行っています。子どもの健康診断に保健所医師が月に1度来訪しています。日常の子どもの健康管理は、一時保護所の看護師が関わっています。
- 毎朝検温し、職員は子どもの顔を見て声掛けして様子を観察し、体調不良がうかがわれるときは、看護師に連絡しています。
- ・学習時間は、10時から午前中2時限、午後2時限を小学生以下と中学生以上に分けて実施しています。学習講師を2名配置し学力に応じた個別対応に力を入れて指導しています。受験生の学習希望があったときは、夜間や休日学べる体制を取っています。
- 通学できる場合は、安全確保を第一とし、通学路の確認や、緊急時の対応などを事前に想定し、子どもと話し合っています。できるだけ職員を配置できるよう配慮していますが、対応する人員が不足していて、十分できない状況があります。
- ・幼児日課を定め、月齢や発達により個別支援を行っています。プレイルームに 遊びのコーナーを設置したり、絵本の読み聞かせ、季節にちなんだ話を朝の会 で取り上げるなど、活動を工夫しています。日課として天候や気温に注視しな がら、毎日散歩に出かけるようにしています。
- 子どもの様子から気持ちの汲み取りに努め、生活の中での子どもの変化等については一時保護所から連絡したり児童福祉司からの問い合わせに応えるなど、児童福祉司と情報共有しています。
- ・受入時に、児童福祉司作成の児童記録票・児童対応票、児相システムで保護目 的、保護理由、健康状態を確認し、ケース会議で情報共有しています。
- ・子どもに悩みや相談にはいつでも乗ることを伝え、担当職員を中心に子どもと 一緒に考えています。
- ・性的虐待対応チームを編成し、具体的支援内容、対応を検討しています。担当

児童福祉司・児童心理司、班長、看護師、担当職員のほか、一時保護所メンバー2名を構成員としています。

- ・子どもが危険な行為を行う可能性がある場合は、多職種によるアセスメント会議を実施して対応を統一し、職員間で情報共有を密にしています。
- 事前の児童福祉司からの情報で、無断外出につながる可能性を予測し、状況を 把握しています。また、落ち着かないなど子どもの行動に気を配っています。 一時保護所マニュアルに、「無断外出対応」を明示しています。
- 身近な親族が亡くなったことの説明や、葬儀参列の判断は、児童福祉司が行っています。葬儀参列後は、子どもの気持に寄り添っています。
- ・入所児童の受け入れ時は、傷やあざがないかを観察し、衣類の汚れや身体のけがの状況などを「入所時の子どもの状況」に記載しています。
- ・一時保護所心理職員や看護師が、心のケアを行っています。担当職員は、子どもにとって身近にいる大人として子どもの気持をくみ取っています。
- ・発達障害の子どもの受け入れにあたり、パーテーションを利用して他の子どもの目を遮ったり刺激にならないよう工夫していますが、個室内に置けるものは限られていて、発達障害の子どもが落ち着いて過ごせる環境は十分整っているとは言えません。視覚支援や、落ち着いて過ごせる場所の確保などが望まれます。
- ・医療機関・受診の方法を記載した「いちほの救急」「夜間休日救急対応マニュ アル」を整備し、夜間救急体制を定めています。
- ・避難訓練は一時保護所マニュアルに規定しています。毎月1回火災、地震、侵入を想定した訓練を実施しています。避難経路は各棟に掲示しています。
- ・コロナ禍にあって、看護師は、コロナ対策に関する対応を詳細に作成しています。発熱対応・コロナ発生時の対応策・コロナ対策・コロナ健康チェックシート等を作成し、職員に周知しています。
- ・一時保護所マニュアルに、幼児・学童別日課、入所時・退所時対応、病児対 応、衛生管理について明記しています。また、行動自由制限を伴う個別指導対 応、無断外出対応、暴力・器物破損対応などの項目別にリスク管理や未然防止 策と発生時の対応を明記しています。
- 新任職員にはマニュアルを基にしたOJTを行っています。児童相談所支援係のスーパーバイズを受けることがありますが、一時保護所にスーパーバイザーの設置がなく、職員同士の情報共有のみとなっています。
- 年に一度、自己評価及び職員の担当業務についての業務反省を行い、班会議で その内容を報告し、次年度の活動に生かしています。
- ・業務引継ぎは1日3回行っており、児相システム、引継ぎ簿、業務ノートで日々の業務を引き継いでいます。職員は、引継ぎ簿からは子どもの様子を、業務ノ

- ートからは日々の連絡事項・入退所情報等を読み取り、リーダーがその日の業務を職員に連絡し、職員が行動するまでのサイクルは出来ていますが、振り返り(チェック)の機能がありません。
- ・一時保護所ガイドラインに関する研修は入職時に行っていますが、サポーター、夜間指導員等には行われておらず、一時保護所として十分できているとは言えません。ガイドラインについての研修が望まれます。

IV 一時保護所における 子どもへのケア・ア セスメント

- ・一時保護所マニュアルに「入所時対応」があり、それに従い業務を進めています。入所後は「入所時の子どもの状況」を作成し、一時保護所としてアセスメントを行い、子どもの状況と支援方針は、ケース会議・班会議を通して職員間で共有しています。
- ・入所時カンファレンスで個別支援プログラムを作成し、ケース会議に提出しています。職員間で子どもの行動パターンを明確化・共有し、基本となる対応を統一しています。
- ・子ども一人ひとりに個別支援計画を作成してケース会議で承認を取り、計画に 沿ったケアを実施しています。
- ・児童指導員は担当制を採っており、子どもと密接な関係を築いています。また、他指導員、心理職員、看護師と連携をとりながら子どもの支援に当たっています。子どもの何気ない発言、行動を子どもの成育歴に照らし合わせることによりアセスメントの一助としています。
- ・観察会議で、児童指導員が作成した観察記録票をもとに、一時保護所での子ど もの様子や行動観察の結果を共有しています。観察会議の結果を援助方針にま とめ、援助方針会議にかけています。
- ・保護期間が長期化している傾向にあります。児童養護施設や里親への移行が進まないことが原因と考えられますが、一時保護所と児童相談所との更なる連携 強化が期待されます。

V 一時保護の開始及び 解除手続き

- ・一時保護所マニュアルを策定しています。基本的な相談援助に関する事項として、一時保護所の基本理念、役割があり、ケースの情報共有、ケース会議・班会議、援助方針会議、入所時対応で養育・支援実施時の留意点を示し、子どものプライバシーへの配慮については、個人情報の取り扱いで規定しています。
- ・入所時に、着替えを持っていない子どもには、衣類(シャツ、ズボン、下着) を各3セットずつ貸与しています。日用品に関しては、歯ブラシ、コップ、タ オル、室内履き、体育館履き等を用意しています。
- 子どもが愛着を持つ、ぬいぐるみ、家族の写真、玩具、タオル、毛布などは、 原則一人1個まで居室のみで使用することを許可しています。
- ・金品、携帯電話等貴重品は貴重品袋に入れ、複数職員で確認した後で、「貴重 品確認書」と共に、事務所の金庫に保管しています。所持品の返還時には受領 証にサインをもらっています。

【事業者コメント】

横須賀市児童相談所一時保護所

一時保護所では、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要としている子どもの最善の利益を守るため、一時的にその養育環境から子どもを離し、安全で安心できる生活環境を提供し、子どもの心身の安定や置かれていた環境を把握するための施設です。そのため、一時保護をされる子どもの立場に立った保護や、質の高い支援を行うことが重要だと考えています。

しかしながら一時保護所では、他の児童福祉施設とは異なる制度や仕組み、独特のルール等が存在しており、そこで働く職員も正規職員、会計年度任用(非常勤)職員、会計年度任用(パート)職員が混在していることから、調査等にもかなりの時間を要したことと思われますが、現況等を把握された上で、各職員への丁寧な聞き取りの実施により、公正な評価をしていただいたと感謝しています。

優れている点として、子どもが自由に意見表明できる状況や環境を保障していることや、看護師を中心に保健所医師や児童福祉司とも連携し、子どもの健康への配慮をしていることが評価されていました。

一方、改善すべき点として、多様化する子どものニーズに合った支援をするため、外部相談機関としての第三者委員の設置検討やスーパーバイズ体制の整備や、学習機会を確保するための在籍校への通学支援等の指摘がありました。一時保護所職員に対する研修の充実なども含め、対応できるところから順次改善していきます。

横須賀市児童相談所の一時保護所としては、今回が初めての第三者評価の受審でしたが、改めて一時保護所の現状について客観的に知ることができました。今回いただいた指摘事項等を踏まえ、今後も一時保護される子どもたちが安心して生活ができるよう、施設の充実を図るとともに運営改善にも努めていく所存です。

以上